

5. 住民基本台帳法改正をめぐって

とうとう「盗聴法」が施行されてしまった。これについては広範な反対運動が展開され、市民レベルでの議論も多くなされたが、それに比べて、もうひとつの「画期的」な法案である「住民基本台帳法」の改正については、あまりつっこんだ議論がなされているとは言い難いような気がする。そこで今回は、この問題について考えてみよう。

今回の改正案は、すべての住民票にコード番号をつけて、氏名、住所、性別、生年月日などの情報を国家レベルで集中管理することができるようにするもので、すべての市町村の住民基本台帳をネットワーク化することがその眼目である。改正法は昨年夏に衆・参両院を通過し、施行を待つばかりとなっている。効用としては、ICカードによる本人確認のシステムを構築することで、遠隔地でも住民票の写しの発行などの行政サービスが効率よく受けられるようになるということがあるようだが、これはもちろん諸刃の剣で、だれもが「国民総背番号制」といういやな言葉を想起するだろう。住所や生年月日だけならたいしたことはないと思われるかもしれないが、国にはそれ以外の個人情報、たとえば犯罪、納税、医療、年金などに関する膨大な情報が蓄積されている。今回の改正法では、省庁間のデータベース結合は行わないことになっているが、他の個別法によってこの結合がなしくずしに可能になることは十分考えられる。それに、そもそもこのネットワークのセキュリティが、どれほど信頼のおけるものかも疑わしい。

いったい、遠隔地での住民票発行程度の行政サービスのために初期投資 400 億、年間経費 200 億もの費用をかけたネットワークを構築する意味があるのだろうか。せつかくできたものだからもっと「有効」に利用しましょうとなるのではないかという邪推もしてみたくなる。以前より社会保障番号制を導入しているアメリカでは、年間 1 億ドルにのぼるとされる年金の不正受給などを監視するという名目で、この種のデータベース結合が、多くの反対にもかかわらず実際に行われている。住所、氏名程度しか記録されていないと信じていた IC カードに雑多な個人情報が知らない間に記録されていたなどということが起こりうるかもしれない。今回はネットワークの民間利用はさせないことになっているが、銀行や電話会社との契約の際の本人確認の手段として自発的にそんな情報を満載した IC カードを提出する顧客もでてくるだろう。あらゆる想像力を駆使して、この住民票コードの利用可能性を考えてみるべきであろう。事実、小沢一郎氏などは、はっきりと「治安維持」に利用すべきだと明言している。

改正法には、「この法律の施行に当たっては、政府は、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする」という附則がついている。これは、明らかに包括的な個人情報保護法の制定のことを意味しているのであろう。すでに専門委員会による大綱案も公表されている。しかし、これでは順序が逆ではないか。日本には、アメリカのプライバシー法にあたるようなものはこれまで存在していなかった。唯一「行政機関の保有する電子計算機処理に係わる個人情報の保護に関する法律」というのが 83 年に制定されているが、すでに時代遅れであり、また自己情報へのアクセス権が保証されていないことやクレーム窓口機関の非存在などもあって、実効性に乏しいものとなっている。したがって、まずもって世界に誇りうる個人情報保護法を作成し、その完全な施行を待ってから、今回のような、少しでも国民に危惧を感じさせる法案を準備するべきであったと思われるのだ。以前述べたように、プライバシーというのは

未だ曖昧な概念で、それに対する意識も個人差が甚だしく大きい。そしてその侵害は、当人にそうと知られることなく行われやすい。だからこそ、明示的な法律によって包括的な保護をすることが必要であるともいえるのではないだろうか。アリバイ作りのものではなく、罰則の明記や監視機関の設置などを含めて実効性のある法案が作成されることを望む。

興味深いのは、ごく最近になって、東京都杉並区の区長が、住民基本台帳ネットワークに不参加の意向を示したということだ。この種のネットワークは、国家的権力をもって、全国津々浦々、すべての住民を網にかけることに意味がある。たとえ一部でも空白の場所があれば、その効果は半減するといってもよい。杉並区長の声明をみる限り、今回の住民基本台帳法改正の問題を十分に理解しておられるようであり、住民投票も考えているとのことである。この小さな「反乱」が全国に飛び火したらどうなるか、考えるだけに楽しくなる。地方分権の時代というからには、こうした動きを国家的圧力で封殺してしまわないように願いたいところである。

(2000年10月号)